

寄付・遺贈をお考えなら

名古屋市
福祉基金

なごや
よりどころ
サポート事業

名古屋市
社会福祉協議会

あなたのご寄付が 大きな幸せに変わります



社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

- 地域のなかのさまざまな福祉課題の解決にむけて、住民と地域にある住民組織、ボランティア団体、社会福祉施設などの関係者と協力して活動を進めています。
- 「公共性」、「公益性」の高い民間の組織で、全国、都道府県、指定都市、市区町村に設置されており、そのネットワークを活かして活動を進めています。
- 社会福祉法に「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられています。
- 社会福祉協議会を略して「社協(しゃきょう)」といいます。

名古屋市社会福祉協議会 70年のあゆみ

本会は令和3年7月、昭和26年7月の設立から70年を迎えました。

今後とも、本会の使命である「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」を目指し、職員一同地域福祉の推進に努めてまいります。

昭和26年 7月 名古屋市社会福祉協議会設立

昭和38年11月 社会福祉法人格取得

昭和39年 4月 東山霊安殿の運営開始

昭和51年 4月 老人配食(給食)サービス事業開始

昭和56年10月 福祉基金創設

昭和57年11月 市総合社会福祉会館受託

昭和61年 4月 高年大学鯉城学園開学

平成 2年 8月 なごやかヘルプ事業開始

平成 7年 1月 阪神・淡路大震災への職員派遣

平成 8年 7月 とだがわこどもランド受託

平成11年 4月 障害者・高齢者権利擁護センター開設

平成12年 4月 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業開始

9月 東海豪雨 災害ボランティアセンター設置

平成13年 6月 福祉サービス苦情相談センター開設

平成15年 4月 ふれあい・いきいきサロン推進事業開始

平成17年 7月 高齢者虐待相談センター開設

10月 地域福祉リーディングモデル事業開始

平成18年 4月 17の地域包括支援センターを受託

平成19年 4月 シルバーパワーを活用した地域力再生事業受託



▲福祉基金 街頭募金



▲とだがわこどもランド開園(平成8年)



▲東海豪雨 災害ボランティアセンター(平成12年)



▲ふれあい・いきいきサロン研修交流会(平成16年)

平成22年10月 成年後見あんしんセンター開設

平成23年 3月 東日本大震災への職員派遣

7月 本会設立60周年記念式典・講演会開催

平成24年 4月 障害者雇用支援センター開設

10月 障害者虐待相談センター開設

平成25年 7月 法人後見センター「なごやかぼーと」開設

平成26年 4月 地域力の再生による生活支援推進事業受託

7月 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(名駅)開設

平成27年 4月 認知症相談支援センター開設

8月 名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(金山)開設

10月 なごや・よりどころサポート事業開始

平成28年 8月 障害者差別相談センター開設

平成29年 4月 子ども食堂推進事業開始

令和 元年12月 愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人として事業開始

令和 2年 4月 なごやか地域福祉2020(第6次市社協地域福祉推進計画・第3期名古屋市地域福祉計画)策定

令和 3年 2月 なごやかエンディングサポート事業開始



▲東日本大震災への職員派遣(平成23年)



▲設立60周年記念式典・講演会(平成23年)



▲名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(名駅)開所式(平成26年)



▲差別相談センター開所記念式典(平成28年)



名古屋市福祉基金へ寄付すると

あなたの思いが大きく実る
名古屋市福祉基金(地域福祉推進・子育て支援基金)
として使われます。

名古屋市福祉基金とは？

福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民の皆さまとともに作りあげていくことを目的として、昭和56年に名古屋市と名古屋市社会福祉協議会により創設された基金で、名古屋市の地域福祉推進と子育て支援に活用させていただいています。基金の運用にあたっては「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。

名古屋市福祉基金で行う様々な事業

▶ 市内全小学校区の地域福祉推進協議会による活動を支援



▲ふれあいまちつき大会



▲生活支援サービス(電球の取り替え)

▶ ふれあい給食サービス事業、高齢者・子育てサロン、子ども食堂の推進



▲ふれあい給食会のお楽しみ「笑いヨガ」



▲子育てサロン

▶ 地域での助けあい・支えあい活動に取り組む団体等の立ち上げや活動を支援



▲助成団体向け勉強会



▲人づくり応援事業講座

▶ 地域の子ども応援事業

子どもの主体的な活動応援事業、中学生・高校生の居場所づくり事業、子育て支援の新たな担い手養成事業



▲子どもの主体的な活動応援事業▲



▶ はばたきサポート事業

児童養護施設等で暮らしている方に、就職・進学の際の運転免許取得費またはアパート入居費用の一部助成をすることで、新たなはばたきを応援しています。



▲運転免許を取得した若者

▶ おもちゃ図書館の運営



▲おもちゃ図書館の様子

名古屋市社会福祉協議会へ寄付すると

福祉に関わる様々な事業を行う本会の運営のために。
 制度のはざまから生まれる新たな事業を行うために。
 補助金や委託金で補えない経費に皆さまのご寄付が使われます。

本会が取り組む様々な事業

- 地域の困りごとを把握し、生活支援へ



▲見守り活動の事例検討会

- 見守り体制の充実、仕組みづくり



▲つながりを支える配食サービス

- 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等の交流



▲地域のふれあい・交流まつり

つながり支えあう 地域をつくる



- 福祉の相談窓口や公的サービス利用促進、連携



▲総合相談(福祉なんでも相談窓口)

- 生活困窮者への自立支援、住まいの確保相談

- 判断能力が不十分な人々への支援



▲市民後見人候補者バンクの皆さん

- 在宅福祉サービスの実施



▲介護職員初任者研修の様子

地域で活躍する多様な 支え手を育む



- 災害ボランティアの活動支援
- 被災地への職員派遣



▲岩手県大槌町への職員派遣・ボランティアバスの運行

- 福祉教育、人材育成、実習生の受入



▲小学校での車いす体験学習

- 広報啓発、調査・研究、地域福祉に関する計画の策定



▲「つながり・支えあおう地域福祉のすすめ」の開催

※市内16区の社会福祉協議会とも連携して事業を行っています

制度のはざまから生まれた新たな事業

～地域における公益的な取り組み～

社会福祉協議会としての高い公益性をかんがみ、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、制度のはざまにある問題から生まれた柔軟かつ先駆的・開拓的な新しい事業の開発にも取り組んでいます。

- **法人後見事業**
継続的で多様な連携に基づく後見業務を行います
- **なごやかエンディングサポート事業**
ご自身が亡くなった後の死後事務を行います



なごや・よりどころサポート事業へ寄付すると

皆さまからのご寄付と社会福祉法人による拠出金をもとに、社会的孤立や虐待・貧困などを原因として生きづらさを感じている人たちに向けた事業を行っています。

なごや・よりどころサポート事業とは？

～社会福祉法人が地域の“よりどころ”となることを目指して～

本会の会員である社会福祉施設等により構成される社会福祉施設部会委員会において、市域の社会福祉法人が連携して行うことのできる公益的な取組について検討した結果、誕生しました。約100の社会福祉法人が参加し、運営に協力しています。

こんな事業に
役立っています

居場所・サロンづくり事業

より身近な地域でどこでも相談できる

地域の交流を育み、ちょっとした困り事などを気軽に相談できる場として、施設の機能を活かした様々なタイプの居場所やサロンを提供し、住民が安心して暮らせるように支援します。



▲保育園が、土曜日の午前は地域の方に保育開放しています。



▲施設ですが月1、2回地域の方向けにイベントを開催したり、場所の提供を行ったりしています。

若者よりそいサポート事業

子どもたちの未来を応援

▶ 就学支援

児童養護施設等を出て大学等へ進学する若者に、参加施設から毎月3万円の生活資金を手渡しし、面談により生活の様子を聞いたり相談にのったりします。また、幅広い社会経験を積めるよう、参加施設がボランティア活動の場を提供します。



大学を卒業し、「小学校の先生になる」という夢を叶えました。



児童養護施設に就職し、保育士として勤務しています。

▶ 緊急時支援

児童養護施設等を出て進学や就職をする若者が緊急的に困った時、参加施設が生活相談にのり、必要に応じて経済的援助を行うことで、自立を支援します。



大学に入学した途端に新型コロナウイルスの影響が。アルバイトできずに困る日々ですが、学業にいそんでいます！

就労支援事業

3 うどうへのステップを応援

▶ 就労体験支援

就労体験をする人に交通費を支給し通いやすい環境を作ることで、一般就労につながるよう支援します。

▶ 中間的就労支援

参加法人が中間的就労の場を提供するとともに、非雇用型の場合は交通費相当額を支給し通いやすい環境をつくることで、一般就労につなげるよう支援します。



▲座ってパソコンに慣れることから。一般就労を目指します！



▲就労体験からパート雇用に！最初は緊張気味でしたが、今は明るい表情です！

▶ 一般就労支援

中間的就労や就労体験などの就労支援を得て一般就労をしようとする人で、生活困窮により就職に必要な準備が整わない人に経済的支援をします。

こんな時に名古屋市の地域福祉に あなたの寄付を役立てませんか？

企業や団体の
『社会貢献活動』
～SDGsの一環として～



家族が生前
お世話になった
気持ちにかえて



遺言でご自身の
意思を残す
『遺贈』として



チャリティーバザーや
フリーマーケットの
売り上げを



お祝い事や
香典返しに
かえて



コツコツ
ためていた
貯金箱のお金を



団体等の
精算を
どうしよう…



※福祉基金へのご寄付は「香典返し」にかえてご寄付いただいた場合、本会会長及び名古屋市市長連名の挨拶状(封筒含む)を必要枚数用意させていただきます。
※福祉基金へのご寄付が10万円以上の場合、希望により名古屋市市長感謝状をお渡しします。
※ご寄付が7万円以上の場合は寄付の種類を問わず希望により本会会長感謝状をお渡しします。
※額の多少に関わらずお寄せください。

所得税や相続税、法人税の優遇措置が受けられます

個人の場合

確定申告によって、所得税法(第78条)の「寄付金控除(所得控除)」または租税特別措置法(第41条)の「税額控除」を受けることができます。市内在住の方は、個人住民税の「寄付金税額控除」を受けることができます。

※市外在住の方は、お住まいの市町村にお問い合わせください。
※一般的には「税額控除」を選択するほうが所得税が少なくなります。

本会は名古屋市により税額控除団体として指定を受けています

法人の場合

確定申告によって、法人税法(第37条)の規定により、一定の限度内で「損金算入」することができます。

※社会福祉法人に対して支出した寄付金については、一般の損金算入(一般寄付金)の枠の他に、これと同額枠の特別損失算入枠が認められ、限度額が大きくなっています。

遺贈の場合

確定申告によって、租税特別措置法(第70条)の規定により相続税の対象としない特例があります。

※不動産や有価証券など現金以外のご寄付についても、遺贈を検討されているご本人の思いを実現するため柔軟に対応いたします。

寄付・遺贈をご検討の方は

本会ホームページ「寄付のお願い」をご覧ください

名古屋市社会福祉協議会

または 名古屋市社協

で 検索



寄付・遺贈に関するお問い合わせは

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 総務部

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階

電話 052-911-3192 FAX 052-913-8553

ホームページ <https://www.nagoya-shakyo.jp/>

メール nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp

